

財政金融委員会

委員一覧 (25名)

委員長	浅尾 慶一郎 (民主)	段本 幸男 (自民)	広田 一 (民主)
理事	愛知 治郎 (自民)	野上 浩太郎 (自民)	広野 ただし (民主)
理事	中島 啓雄 (自民)	南野 知恵子 (自民)	峰崎 直樹 (民主)
理事	山下 英利 (自民)	舛添 要一 (自民)	西田 実仁 (公明)
理事	平野 達男 (民主)	溝手 顕正 (自民)	山口 那津男 (公明)
理事	若林 秀樹 (民主)	尾立 源幸 (民主)	大門 実紀史 (共産)
	片山 虎之助 (自民)	大久保 勉 (民主)	糸数 慶子 (無)
	金田 勝年 (自民)	大塚 耕平 (民主)	
	田村 耕太郎 (自民)	富岡 由紀夫 (民主)	(16.10.26 現在)

財政金融

(1) 審議概観

第161回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出3件、本院議員提出1件及び衆議院提出2件（いずれも財務金融委員長）の合計6件であり、そのうち内閣提出及び衆議院提出の合計5件を可決した。

また、本委員会付託の請願9種類33件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

関税暫定措置法の改正 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定を実施するため、メキシコの特定の貨物に係る関税の緊急措置の導入、協定に基づく関税割当制度の導入等を内容とする**関税暫定措置法の一部を改正する法律案**が提出された。委員会では、協定の締結が日本経済に与える影響、輸入農作物の安全性確保の必要性、二国間セーフガード発動の可能性等について質疑が行われ、多数をもって可決された。

信託業法の全部改正 第159回国会において内閣から提出され、以後衆議院において継続審査となっていた**信託業法案**は、信託の活用に対するニーズへ柔軟に対応するため、信託業法を全部改正し、受託可能財産の範囲や信託サービスの担い手の拡大等を行おうとするものである。委員会では、信託業への具体的な算入基準、信託市場の拡大の見通しと検査・監督体制整備への取組、知的財産権の客観的評価基準の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

外為証拠金取引顧客の保護 外国為替証拠金取引に基づく被害の拡大を防止する観点から、外国為替証拠金取引を取り扱う業者を金融先物取引業者の定義に含め規制対象とするとともに、顧客の保護に必要な規制の整備等を行う**金融先物取引法の一部を改正する法律案**が提出された。委員会では、外国為替証拠金取引の実態、金融先物取引市場整備のための今後の課題等について質疑が行われ、全会一致をもって可決され

た。なお、附帯決議が付された。

【その他】 政治団体に対する個人の寄附に係る税制上の優遇措置の適用期限を平成21年12月31日まで延長する**租税特別措置法の一部を改正する法律案**が提出され、全会一致をもって可決された。

近年、貸金業者により、債務者等の公的給付を債権の弁済に充てるため、その給付が払い込まれる預金等の口座に係る預金通帳等を所持する等の行為が行われている状況が生じていることから、こうした行為についての処罰を整備すること等により、公的給付の受給権の保護、貸金業者による貸付けの適正化を図る**貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案**が提出され、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

また、平成十六年に被災した自動車に係る自動車重量税の還付の特例に関する法律案は、審査未了となった。

〔国政調査等〕

10月26日、財政政策等の基本施策について谷垣財務大臣から、金融行政について伊藤内閣府特命担当大臣から、それぞれ発言を聴取した。

また、第160回国会閉会後の9月21日、22日の両日、北海道において実施した、地方における経済・財政・金融情勢、税務・税関行政の状況等に関する実情調査のための委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

10月28日、災害復旧のための財政措置、財政の健全化、今後の税制改革の見通し、金融機関の不祥事等について質疑を行った。

また、日本銀行法第54条第1項の規定に基づく**通貨及び金融の調節に関する報告**（6月4日提出）について、福井日本銀行総裁より説明を聴取し、11月2日、上記報告に関し、デフレ継続の要因、量的緩和政策のメリットとデメリット等について質疑を行った。

11月4日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく**破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告**（6月11日）について、伊藤内閣府特命担当大臣から説明を聴取した後、足利銀行の内部調査委員会の調査状況、金融機関による法令違反の再発防止等について質疑を行った。

11月11日、国及び地方の財政の現状、地域金融機関の動向、コクドの西武鉄道株式会社売却の経緯等について質疑を行った。

11月30日、参考人シティバンク、エヌ・エイ在日支店チーフ・エグゼクティブ・オフィサー兼東京支店長ダグラス・L・ピーターソン君及び東京証券取引所代表取締役社長鶴島琢夫君に対し、シティ在日支店における違法行為の有無と法令遵守規定の履行状況、西武鉄道の虚偽記載等に関する事実関係の把握状況と上場廃止の判断理由等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成16年10月26日（火）（第1回）

- 理事を選任した。
- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成16年10月28日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 災害復旧のための財政措置に関する件、財政の健全化に関する件、税制改革に関する件、日本銀行の金融政策運営に関する件、金融機関の不祥事等に関する件、三位一体改革に関する件等について谷垣財務大臣、伊藤内閣府特命担当大臣、上田財務副大臣、七条内閣府副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁福井俊彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕愛知治郎君（自民）、峰崎直樹君（民主）、大塚耕平君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

- 日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について参考人日本銀行総裁福井俊彦君から説明を聴いた。

○平成16年11月2日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について政府参考人、参考人日本銀行総裁福井俊彦君、同銀行副総裁岩田一政君、同銀行理事白川方明君、同銀行理事小林英三君及び同銀行理事稲葉延雄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕舛添要一君（自民）、平野達男君（民主）、大久保勉君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

○平成16年11月4日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について伊藤内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、同大臣、七条内閣府副大臣、政府参考人、参考人日本銀行理事白川方明君及び預金保険機構理事長永田俊一君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕田村耕太郎君（自民）、若林秀樹君（民主）、富岡由紀夫君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

○平成16年11月11日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国及び地方の財政に関する件、地域金融機関の動向に関する件、コクドの西武鉄道株式売却等に関する件、授産事業への消費税課税に関する件、在日米軍駐留経費に関する件等について谷垣財務大臣、伊藤内閣府特命担当大臣、七条内閣府副大臣、上田財務副大臣、今井総務副大臣、西厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
〔質疑者〕野上浩太郎君（自民）、峰崎直樹君（民主）、広野ただし君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）
- 関税暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）について谷垣財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年11月16日（火）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 関税暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）について谷垣財務大臣、谷川外務副大臣、常田農林水産副大臣、上田財務副大臣、平田経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
〔質疑者〕若林秀樹君（民主）、広田一君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）
（閣法第14号）賛成会派 自民、民主、公明、無
反対会派 共産

○平成16年11月18日（木）（第7回）

- 信託業法案（第159回国会閣法第85号）（衆議院送付）について伊藤内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。
また、同法案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成16年11月25日（木）（第8回）

- 信託業法案（第159回国会閣法第85号）（衆議院送付）について参考人社団法人信託協会会長古沢熙一郎君及び筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授新井誠君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。
〔質疑者〕山下英利君（自民）、富岡由紀夫君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 信託業法案（第159回国会閣法第85号）（衆議院送付）について伊藤内閣府特命担当大臣、七条内閣府副大臣、政府参考人、参考人日本銀行理事白川方明君及び独立行政法人都市再生機構副理事長小川忠男君に対し質疑を行った後、可決した。
〔質疑者〕山下英利君（自民）、大塚耕平君（民主）、尾立源幸君（民主）、富岡由紀夫君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

(第159回国会閣法第85号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、無
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 金融先物取引法の一部を改正する法律案(閣法第13号)(衆議院送付)について伊藤内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年11月30日(火)(第9回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 金融先物取引法の一部を改正する法律案(閣法第13号)(衆議院送付)について伊藤内閣府特命担当大臣、七条内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者] 大久保勉君(民主)、広田一君(民主)、山口那津男君(公明)、大門実紀史君(共産)、糸数慶子君(無)

(閣法第13号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、無
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 租税特別措置法の一部を改正する法律案(衆第15号)(衆議院提出)
貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第16号)(衆議院提出)
以上両案について提出者衆議院財務金融委員長金田英行君から趣旨説明を聴いた後、いずれも可決した。

(衆第15号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、無
反対会派 なし

(衆第16号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、無
反対会派 なし

なお、貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第16号)(衆議院提出)について附帯決議を行った。

- 平成十六年に被災した自動車に係る自動車重量税の還付の特例に関する法律案(参第1号)について発議者参議院議員津田弥太郎君から趣旨説明を聴いた。
- 金融、証券市場をめぐる諸問題に関する件について参考人シティバンク、エヌ・エイ在日支店チーフ・エグゼクティブ・オフィサー兼東京支店長ダグラス・L・ピーターソン君及び株式会社東京証券取引所代表取締役社長鶴島琢夫君に対し質疑を行った。

・参考人に対する質疑(ダグラス・L・ピーターソン君)

[質疑者] 舛添要一君(自民)、峰崎直樹君(民主)、西田実仁君(公明)

・参考人に対する質疑(鶴島琢夫君)

[質疑者] 大塚耕平君(民主)、西田実仁君(公明)

○平成16年12月2日(木)(第10回)

- 請願第2号外32件を審査した。
- 財政及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 議案の要旨・附帯決議

①成立した議案

金融先物取引法の一部を改正する法律案（閣法第13号）

【要旨】

本法律案は、金融先物取引をめぐる環境の変化に対応し、金融先物取引の委託者等の保護を図る必要性にかんがみ、一般顧客を相手方とする店頭金融先物取引等を金融先物取引業に追加するとともに、金融先物取引業の許可制から登録制への変更、金融先物取引業者に対する行為・財務規制の整備等、所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、金融先物取引業の登録制の導入

一般顧客を相手方として行う店頭金融先物取引又はその媒介等を「金融先物取引業」の定義に含め、当該取引を取り扱う業者を「金融先物取引業者」として規制の対象とした上で、金融先物取引業を許可制から登録制に変更する。

二、金融先物取引業者に対する規制の整備

- 1 金融先物取引について損失が生ずるおそれがあり、かつ、当該損失の額が委託証拠金その他の保証金の額を上回るおそれがある旨等の重要事項について、広告への表示等を義務付ける。
- 2 金融先物取引業者が、勧誘の要請をしていない一般顧客に対して訪問又は電話による勧誘をすること等を禁止する。また、顧客の知識、経験等に照らして不相当と認められる勧誘を行い顧客保護に欠けることのないように業務を行わなければならない。
- 3 最低資本金制度を導入し、あわせて、金融先物取引業者がリスクに見合った自己資本を有していることを確保するため、自己資本規制比率の算出・公表を義務付けるとともに、当該比率が120%を下回らないようにする。
- 4 その他、定期的な情報開示義務、金融先物取引業者の使用人のうち、金融先物取引の受託等を行う外務員の登録等について規定の整備を行う。

三、施行期日等

- 1 この法律は、平成17年7月1日から施行する。
- 2 所要の経過措置等を定める。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 外国為替証拠金取引の規制に当たっては、業界の健全な育成に十分配慮するとともに、悪質な業者に対しては厳格な措置を講ずることにより、被害の発生・拡大の防止に全力を挙げること。
- 一 金融先物取引業を許可制から登録制に変更するに当たっては、金融先物取引をめぐる新たな被害が発生することのないよう、厳格に対応すること。
- 一 外国為替証拠金取引の規制に当たっては、同取引の特徴やこれまでの被害の実態にかんがみ、適合性原則の遵守や不招請勧誘の禁止等の行為規制の実効性の確保に努めること。また、新たな投資サービスの登場に伴い、投資家保護の充実の必要性が一段と高まっていることを踏まえ、金融サービス法等の機能別・横断的な考え方に立った投資家保護

法制の整備について引き続き検討すること。

- 一 投資家保護法制の整備に向けた検討に併せて、金融・資本市場における公正な取引を確保する観点から、米国の証券取引委員会（SEC）を含む諸外国の事例等も参考に、引き続き市場監視機能の強化等について検討すること。また、市場監視体制全体としての実効性・効率性を確保するよう、厳正な対応を可能とする体制整備を図るとともに、自主規制機関との役割分担等についての方針等を明確化すること。

右決議する。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案（関法第14号）

【要旨】

本法律案は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（以下「協定」という。）を実施するため、メキシコの特定の貨物に係る関税の緊急措置の導入、協定に基づく関税割当制度の導入等のため所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、メキシコの特定の貨物に係る関税の緊急措置の導入

関税の撤廃・引下げによるメキシコ産品の輸入量の増加が原因となって、国内産業に重大な損害を与える場合等に、メキシコ産品の関税率を引き上げること等ができることとするための関税の緊急措置を導入する。

二、協定に基づく関税割当制度の導入等

- 1 メキシコに対して一定の数量等を限度として関税の撤廃・引下げをする物品については、当該数量等の範囲内での輸入に限って、協定に基づく税率を適用することとするための関税割当制度を導入する。
- 2 メキシコに対して特定の用途に供するものであることを要件として関税の撤廃・引下げをする物品について、協定に基づく税率を適用するために必要な手続等に係る規定の整備を行う。

三、その他

その他所要の規定の整備を行う。

四、施行期日

この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

信託業法案（第159回国会関法第85号）

【要旨】

本法律案は、信託の活用に対するニーズへ柔軟に対応するため、信託の利用者の保護を図りつつ、受託可能財産の範囲や信託サービスの担い手の拡大等を行うことにより、信託制度という金融システムの基盤を整備し、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、信託業法の全部改正

1 総則

受託可能財産の制限を撤廃し、あらゆる財産権について信託を可能とするほか、信託業、管理型信託業、信託契約代理業、信託受益権販売業等について、所要の定義規

定を設ける。

2 信託会社の行為規制・監督規制等

金融機関以外の信託業の担い手である信託会社について、その業務の内容に応じて免許制又は登録制の下で信託業を営むことを可能とする。また、委託者や受益者の保護を図るため、信託会社に対する行為規制や監督規制等を措置する。

3 同一会社集団に属する者の間における信託及び特定大学技術移転事業の信託についての特例

知的財産権等の信託活用のニーズへ柔軟に対応するため、同一会社集団に属する者の間における信託及び大学等の技術移転事業を行う承認TLO（技術移転機関）による信託業に特例を認める。

4 信託契約代理店制度及び信託受益権販売業者制度の創設

信託サービスの販売チャネルを拡大する観点から、信託会社の委託を受けて信託契約の締結の代理等を行う信託契約代理店及び信託受益権の販売等を行う信託受益権販売業者の制度を設け、これらの者による取引の公正を確保するための規定等を整備する。

二、施行期日等

この法律は、一部を除き、公布の日から6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、信託業法の改正に伴い、所要の経過措置等を定めるとともに、特定債権等に係る事業の規制に関する法律の廃止、銀行法等における子会社の範囲への信託会社の追加等の改正その他関連法律の整備等を行う。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 受託可能財産の範囲の拡大及び信託業の担い手の拡大に当たっては、受益者保護を図るため、信託会社に対し適切な法令遵守体制を整備するよう指導・監督すること。また、信託の対象となる権利や財産の価値や内容の公正性、客観性を確保する観点から、専門家の活用を含め、適切な対応を検討すること。
 - 一 過去、一部信託銀行について、忠実義務、善管注意義務及び分別管理義務等の法令遵守体制に重大な問題があったことから、過去の事例を踏まえ、より適正な業務遂行がなされるよう努めること。
 - 一 新たな投資サービスの登場に伴い、投資家保護の充実の必要性が一段と高まっていることを踏まえ、金融サービス法等の機能別・横断的な考え方に立った投資家保護法制の整備について引き続き検討すること。
 - 一 投資家保護法制の整備に向けた検討に併せて、金融・資本市場における公正な取引を確保する観点から、米国の証券取引委員会（SEC）を含む諸外国の事例等も参考に、引き続き市場監視機能の強化等について検討すること。また、市場監視体制全体としての効率性を確保するよう、行政及び自主規制機関等の検査等の在り方についても検討を行うこと。
 - 一 次期法改正に際しては、来たるべき超高齢社会をより暮らしやすい社会とするため、高齢者や障害者の生活を支援する福祉型の信託等を含め、幅広く検討を行うこと。
- 右決議する。

租税特別措置法の一部を改正する法律案（衆第15号）

【要旨】

本法律案は、個人のする政治活動に関する寄附を引き続き促進するため、税制上の優遇措置の期限を延長するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、個人のする政治活動に関する寄附についての寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除の期限を平成21年12月31日まで延長する。

二、この法律は、公布の日から施行する。

なお、本法律施行に伴う平年度の租税減収見込額は、約48億円である。

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第16号）

【要旨】

本法律案は、近年、貸金業を営む者により、債務者等の公的給付を貸付けの契約に基づく債権の弁済に充てるため当該公的給付が払い込まれる預金又は貯金の口座に係る預金通帳等を保管する等の行為が行われ、多数の公的給付の受給権者が生活に困窮している状況にかんがみ、このような行為についての処罰規定を整備すること等により、公的給付の受給権の保護等を図るものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、貸金業者の広告・勧誘に当たって禁止される行為として、公的な年金、手当等の受給者の借入意欲をそるような表示又は説明を追加する。

二、貸金業を営む者は、貸付けの契約について、預金口座等から貸付け債権の弁済を受けることを目的として、公的給付が払い込まれる債務者等の預金通帳等の引渡し、提供を求めたり、保管してはならない。これに違反した者について、1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三、この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 国民生活金融公庫、沖縄振興開発金融公庫及び独立行政法人福祉医療機構の行う年金・恩給等を担保とする貸付事業については、利用者の利便性に配慮するとともに無理のない返済となるよう考慮した運用に努めること。

右決議する。

②審査未了となった議案

平成十六年に被災した自動車に係る自動車重量税の還付の特例に関する法律案（参第1号）

【要旨】

本法律案は、平成16年に風水害、震災等の災害が多発したため、これらにより自動車の使用の廃止を余儀なくされ、使用済自動車に係る自動車重量税の還付の制度の実施を翌年に控えその適用を受けることができなくなった者が多数生じている状況にかんがみ、被災自動車について、自動車重量税の還付の特例を定めるものである。